

平成26年第2回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成26年8月8日（金）午前10時00分～

場 所：石狩市役所 5階 第1委員会室

委員出席者：10名

小笠原 紘一・山田 菊子・藤懸 健・山本 裕子・田守 弘樹・松原 愛子・
土門 隆一・石川 國弘・砂子 タケ子・佐藤 悦子

事務局出席者：11名

及川部長・宮野課長・清野課長・照井主査・佐々木主査・竹瀬主査・泉主査
野宮主査・佐々木主査・伊藤主査・新井田主任

傍 聴 者：なし

議 事：審議事項

石狩市新水道ビジョンについて（諮問）

配 布 資 料：別添のとおり

記

【10：00開会】

宮野課長 【開会宣言】

小笠原会長 【会長挨拶】

宮野課長 それでは石狩市新水道ビジョンについて白井副市長より諮問させていただきます。
白井副市長 下記案件について石狩市水道事業運営委員会条例第2条の規定に基づき、諮問いたします。諮問案件、石狩市新水道ビジョンについて、よろしくお願いします。

宮野課長 それでは諮問にあたりまして白井副市長よりご挨拶申し上げます。

白井副市長 【副市長挨拶】

小笠原会長 只今諮問されました新水道ビジョンについて審議を始めたいと思います。

今後のスケジュールとしては、今回はこの新水道ビジョンの前編について説明を受け、審議を行い、次回につきましては、後編について審議を行い、3回目で皆さんの協力のもとで答申に漕ぎ着けたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この前編というのは、これまで市がやってきております水道事業の様々な施策についての評価、そこから発生いたしました課題、そういったものが整理されております。

そこについてまず審議を願いたいということでございます。では、早速前編について説明をよろしくお願いいたします。

野宮主査 それでは、「石狩市新水道ビジョン、市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道」についてご説明させていただきます。

私は、水道施設課上水道整備担当の野宮と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、事前に本日のパワーポイント資料をお送りさせて頂いておりますが、その後、一部差し替えした部分がございますことから、本日、皆さまにお配りい

たしました資料をご覧になっていただくようお願いいたします。それではスクリーンをご覧ください。

まず新水道ビジョンですが、全部で7章構成となっております、そのうち今回ご説明させていただく内容は、第1章から第4章でございます。

第5章から第7章までは後編としまして、次回にご説明させていただきます。

本日ご説明する内容は大きく分けまして

1. 石狩市新水道ビジョンの策定にあたって
2. 石狩市水道事業の概要
3. 水道事業の現状分析と課題
4. 将来の事業環境

となっております。

次に、石狩市新水道ビジョンの策定の趣旨でございますが、石狩市においては平成18年度に石狩市水道ビジョンを作成し、5年後の平成23年度にフォローアップを行っています。

これはあくまで当初のビジョンの体系などの修正は伴わず、策定時からの状況の変化に合わせて見直しを行ったものです。

昨年は石狩市水道の長年の念願であった恒久水源である石狩西部広域水道企業団からの浄水の受水が開始され、大きな目標が達成されたところです。

その他にも、第三者委託の実施、簡易水道事業の統合、アセットマネジメントに基づいた水道施設更新計画策定などの目標も達成されました。

このように、従来の水道ビジョンにありました主要な目標が達成されたことから、この度、従来のビジョンの見直しではなく、新たな水道ビジョンを作成することとしました。

この石狩市新水道ビジョンでは、市が抱える問題を抽出した後、50年程度先の将来像やあるべき姿を見据え、今後概ね10年間の施策目標を定め、推進していくことを考えております。

石狩市新水道ビジョンの位置付けとしましては、厚生労働省が作成した新水道ビジョンや北海道が作成した北海道水道ビジョンと整合を図りながら、石狩市新水道ビジョンを作成いたします。

作成にあたりましては、日本水道協会が発行する水道事業ガイドラインによる業務指標、略してPIと言いますが、これは市のHPにも掲載しております。このPIを有効に活用しながら、この水道事業運営委員会での審議を受けるとともに、パブリックコメントにより市民の意見を反映したいと考えております。

更に石狩市新水道ビジョン作成後には、ビジョン内容を水道施設更新計画などの見直しにも反映させ、必要な事業を行っていくことを考えております。

石狩市新水道ビジョンの作成にあたっては、水道事業の現状評価、将来への課題の抽出、理想像と目標設定、推進する実現方策の順で実施します。

また、作成にあたっては、厚生労働省の水道事業ビジョン作成の手引きや水道事業ガイドラインによる評価を効率よく活用します。計画期間は概ね10年間です。

石狩市の概要ということですが、このグラフは石狩市の行政人口の推移です。この

ように昭和 50 年当時は 1 万人台でしたが、昭和 50 年代は急勾配の伸びを示し、60 年代以降もずっと伸び続け、平成 17 年に 3 市村合併しました。

その後は平成 19 年度をピークとして若干減少しています。この厚田区、浜益区はこの石狩市の人口の内数でございますが、参考として示しました。厚田、浜益両区とも少しずつ減少しております。

石狩市の概要につきましてはもう、委員の皆様は十分わかっていらっしゃると思いますので、この説明では省略させていただきます。

この表は、皆様にお配りしました新水道ビジョン案の 6 ページから 8 ページに書かれています市水道事業の計画給水人口と一日最大給水量などをまとめたものです。

この上側の表にございますが、人口や水量は市が国から事業認可を受けた数値を記載しています。

このように給水区域が拡張され、計画給水人口の増加に合わせて、一日最大給水量が増えています。

直近では平成 21 年度には簡易水道事業の統合を行っています。また、この下側の小さな表は平成 19 年度に実施した事業再評価における人口や水量でございます。

この図は、石狩市上水道事業における主要な施設を示しておりますが、一番上から浜益区、濃昼地区、厚田区、一番下が元からの石狩市区の主な水道施設となっております。

先程も申しましたが、現在ではこれらの水道は 1 つの水道事業となっております。

この図は、旧浜益簡易水道の部分を拡大したのですが、群別川を水源とする浜益浄水場と滝ノ沢川を水源とする実田浄水場の 2 つの浄水場で浄水処理を行い、それぞれ異なる地区に給水を行っています。

浜益浄水場の水は直接ご家庭に配水される区域と更に幌配水池に送られてからご家庭に配水される区域があります。

実田浄水場の水はすべて直接配水されます。

また、浜益浄水場は緩速ろ過法、実田浄水場は急速ろ過法で浄水処理を行っています。

この図は、濃昼地区の部分を拡大したのですが、濃昼川から取水した原水を濃昼浄水場で緩速ろ過法により浄水処理を行っています。

この図は、厚田区の部分を拡大したのですが、幌内川から取水した原水を厚田浄水場で急速ろ過法により浄水処理を行っています。

厚田浄水場の水は直接ご家庭に配水される区域と発足配水池と望来配水池に送られてから、それぞれ配水される区域があります。

望来配水池からは更に聚富配水池に送られてから、ご家庭に配水される区域もございます。

この図は、石狩地区の部分を拡大したのですが、石狩西部広域水道企業団から 1 日あたり最大 21,400 トンの浄水を新港中央配水場と花川北配水場で受水した後、ポンプ加圧により配水を行っています。

花川北配水場からは直接ご家庭に配水されています。

また新港中央配水場からは直接ご家庭に配水される区域のほか、生振配水場と八幡

配水場を経由して配水される区域に分かれています。

更に高岡地区には八幡配水場から高岡配水場を経由して配水されています。

なお、企業団の浄水場は、粒状活性炭と急速ろ過による高度処理が行われております。

次に進行中の事業概要ですが、ここに示すとおり4つの事業を推進中であります。

1つ目は、管路更新事業であります。この事業は、平成25年度より本格的に実施しております。また、花川南地区の更新事業につきましては、平成8年度より事業を実施し、平成24年度に終了しております。

2つ目の重要給水施設配水管耐震化事業は、災害時に花川北地区の給水優先度が特に高い避難場所や医療機関などへ給水するための配水管の耐震化を図る事業であります。平成27年度から配水管を新設し、平成35年度に完了する計画であります。

3つ目の浄配水施設更新事業は、平成25年度から開始しています。

最後の4つ目は、配水場等耐震化事業であります。

この事業では、基幹水道施設である花川北配水場、厚田浄水場、浜益浄水場についてレベル2地震動対応の耐震化を図ります。

それでは、引き続いて、3. 水道事業の現状分析と課題についてご説明いたします。

この第3章では大きく3つの柱、持続、安全、強靱に分けて項目立てています。

この3つの柱は国が昨年策定しました新水道ビジョンのテーマと同じものとなっております。

委員の皆様がご覧になっているスライドではそれぞれ項目ごとに現状に対する評価と課題ということでもとめさせていただいています。

最初に3の1、持続の観点、すなわち、いつまでも市民の近くにあり続ける水道に着目した項目についての説明となります。10項目あります。

1つ目の広域化の検討についてですが、平成25年度に石狩西部広域水道企業団からの水道用水供給により広域化を実現しました。しかしながら、課題としましては、更なる効率化のためより発展的な広域化に向けた検討の必要があります。

2つ目の民間活力の導入についてですが、第三者委託の実施により、水道施設の管理・運営体制の強化が図られましたが、課題としまして、業務を監督指導する市職員の技術力の低下が懸念されています。

3つ目の水道未普及地区の解消についてですが、これについては全国と比較しますと優れると評価されています。

安全な水の利用といった観点からも引き続き、給水区域内の水道未加入者に対して勧誘を推進することが必要と考えられます。

4つ目の将来を見据えた施設配置についてですが、平成25年度の企業団用水供給開始に伴って地下水取水施設、井戸や浄水場など多くの施設を廃止し、将来を見据えた施設配置になっています。また、管路や浄配水場についてはダウンサイジングを考慮した更新を行い、コストダウンを図っていますが、このことにつきましては、今後も地区別の使用水量に応じて継続的に行うほか、施設の統廃合などの検討も必要と考えられます。

5つ目のコスト縮減についてですが、いろいろな方策を実施中であります。しかし

ながら、コスト削減の取り組みにも限界があり、新たな視点での検討も必要と考えています。

この表は、現在行っているコスト削減の取り組みですが、スライドの字が小さくて申し訳ありません。

主なものとしましては、工事に係るものでは、他事業工事との時期調整、管の浅埋設化や再生資源の活用などを行っています。また、工事以外では不要資産の売却、企業債償還の借り換え、料金収納の効率化、職員の削減などです。

6つ目の省エネルギー対策についてですが、先程のコスト削減項目と重複しますが、工事における再生資材の活用、また管路の埋設を深くし、地下水への影響を抑える等を行っています。

配水に要する電力量は全国と比較するとやや劣ると評価されていますが、これは、石狩地区は平坦な区域が多く、配水ポンプを常時稼働させる必要があることが原因となっています。しかし、これにつきましても環境負荷を低減させる対策が必要です。

7つ目の職員の技術力と組織の強化についてですが、平成17年度の29人から平成26年度の19人と35%の削減を行っております。しかし、人員の削減も限界に達している他、ベテラン職員の引退に伴う技術力の低下が問題となっており、若い世代の職員への技術の継承が課題といえます。

8つ目の水道用水の確保についてですが、市内の浄配水場は現在使用水量の約2割増しの能力があり、水量の確保の点では問題は無いと考えております。しかしながら、今後需要水量の減少に伴い、余裕水量も過大となることが考えられ、施設の更新時には必要に応じたダウンサイジングが必要と考えられます。

9つ目の水道サービスの新しい知見・情報についてですが、市では市の水道を知ってもらうために色々な情報をホームページで公開しております。今後は、市民の皆様や他の事業者や国、北海道、更には日本水道協会などの関係団体などから水道関係の新しい知見や情報を収集し、水道サービスに生かす仕組み作りが重要と考えております。

最後の10番目の市民の皆様からの問い合わせについてですが、石狩西部広域水道企業団からの受水開始以来、水圧低下に関する問い合わせは減少しております。しかしながら、宅内給水管の錆やつまりといった問い合わせは依然として多い状況です。今後は、市民の皆様に水道についてもっとPRを行い、納得して水道を使って頂く必要があります。

水道サービスの持続性は確保されているかについての整理結果ですが、左側の現状評価に対する課題を右側に整理しております。

次に安全の観点、すなわち、いつ飲んでも安全で信頼される水道に着目した項目についての説明となります。6項目ございます。

1つ目の原水に適した浄水処理についてですが、いずれの浄水場においても水源水質にあった浄水処理を行っています。しかしながら、緩速ろ過法を採用している浜益浄水場と濃昼浄水場は、集中的な豪雨による高濁度、高色度水への対応が困難となる可能性があります。

2つ目の水源の監視についてですが、石狩市の水源はその多くが暑寒別天売焼尻国

定公園や国有林内にあり安定しております。ただし、先ほど述べた通り集中的な豪雨による高濁度や高色度も発生しております。そのため、今後も水質計器による監視と定期的な水源周辺のパトロールが不可欠となっております。

3つ目の適切な水質検査の実施についてですが、水質検査計画と水質測定結果はホームページにより公表しており、市民の皆様も閲覧可能となっております。しかしながら、水質検査は第三者委託事業者や厚生労働大臣の登録検査機関が実施しているため、検査機関等が実施した検査結果を適切に評価できる市職員の人材が不足することもあります。

4つ目の安全性に関する情報公開についてですが、これにつきましても水源から給水栓に至る総合的な水質管理の実現のために、石狩市水安全計画を作成し市のホームページで公開しております。今後はこの石狩市水安全計画を検証し、また水質試験結果につきましても年1回ではなく適宜更新していく必要があります。

5つ目の専用水道及び貯水槽水道設置者への適切な指導についてですが、市では専用水道管理者へ検査、指導を行うほか、貯水槽設置者に対して清掃の指示などを実施しております。今後は、直結式給水方式の普及に努めるほか、管路更新事業においても効率的・効果的な配水管圧で配水できるよう計画する必要があります。

最後の6つ目の給水装置の安全性向上についてですが、給水装置の老朽化により漏水等が発生し、市への問い合わせが増加しつつありますが、その際は市民の皆様給水管の適切な管理をお願いしているところです。また、基準に合った給水装置工事が行われるように指定給水工事事業者制度を導入しています。

市では市民の皆様に給水装置が自己所有物であることをPRするとともに給水工事の安全が確保されるように、指定業者への監督や指導、石狩市給水装置工事設計施工要領を逐次見直しを行っていく必要があります。

この図は、需要者への給水方式を示したものですが、一番左が「直結給水方式」となっています。左から2番目は増圧直結給水方式です。増圧ポンプが付加された形となっています。水質管理の面からは、直結給水方式あるいは増圧直結給水方式が優れております。

一方、右から1番目と2番目これは、貯水槽を持っている貯水槽方式であります。貯水槽の清掃などの管理が設置者によって適切に行われていない場合には、水質の悪化が懸念されます。

安全な水の供給は保障されているかについての整理結果ですが、左側の現状評価に対する課題を右側に整理しています。

最後に強靱の観点、すなわち、災害に強くたくましい水道に着目した項目についての説明となります。2項目ございます。

1つ目の災害時の応急体制についてですが、市では災害時に給水制限・停止等を最小限に抑えることが出来るよう、緊急時の水の確保や相互応援などの協定の充実を図っております。今後は、協定やマニュアルの適時見直し、また市民の皆様との給水訓練の実施、更には多額の費用を必要とする緊急貯水槽以外の応急給水方法の検討を行う必要があります。

2つ目の基幹水道施設、重要給水施設配水管の耐震化についてですが、現在、新港

中央配水場のみ L2 地震動対応になっていますが、花川北配水場の耐震化事業を実施中のほか引き続き、厚田・浜益浄水場についても耐震化を計画的に実施していきます。なお、全国的な比較では耐震化率は優れると評価されています。

このような耐震性の確保を効果的にするためには更新事業と連携させることが必要であり、また耐震化事業には多額の費用が必要になります。

このためライフラインの耐震化の重要性を市民の皆様へ十分説明し、理解を得る必要があります。

危機管理への対応は徹底されているかについての整理結果ですが、左側の現状評価に対する課題を右側に整理しております。

最後に 4. 将来の事業環境についてご説明いたします。事業環境には、外的環境と内的環境があります。

外的環境のうち、1 つ目の人口および使用水量ですが、石狩市の人口は既に平成 19 年度をピークに減少傾向に転じておりますが、社会保障人口問題研究所による推計結果によりますと平成 52 年度には 46,564 人、現在の 20% 減という結果になっています。使用水量につきましても、既に減少傾向に転じており、人口と同様に減少していくものと考えられます。

2 つ目の施設効率の低下ですが、今後使用水量が減少して行くため施設効率は、低下して行くことになります。これにつきましては、水需要に応じダウンサイジングが必要です。また、極端に人口減少が進む地区の給水方法についての検討も必要となります。

3 つ目の水源の汚染ですが、平常時は問題ない水質でございますが、局地的集中豪雨などの異常気象による水源への影響や人為的な原因による汚染物質の流入の可能性も否定できないことから、いろいろな汚染リスクを想定した対策が必要です。更に今後、水質基準が強化された場合、その基準に応じた浄水処理方法の見直しが随時必要となります。

4 つ目の利水の安全性低下ですが、厚田・浜益区の河川ではまだ渇水による被害はありませんが、局地的集中豪雨による高濁度・色度が懸念されております。そのため原水の監視が不可欠となっております。

内的環境のうち、1 つ目の施設の老朽化ですが、昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて集中的に整備を行ってきたため、一斉に老朽化が進行しています。老朽化に伴い、水道管の漏水事故が増加し、修繕に掛かる費用の確保が課題となっております。

このため石狩市水道施設更新計画による水道施設の計画的な更新が必要です。

このグラフは管路の整備延長を 5 年おきに示したものです。5 年ごとの管路全体の延長の内、どのぐらい更新が必要で、どのぐらい更新が済んでいるかがわかります。

2 つ目の資金の確保ですが、平成 25 年度に水道料金の値上げを行いました。人口の減少に伴い使用水量も減少するため、水道の収益も減少して行きます。このため将来的には適正な更新費用の確保が困難になる可能性があります。

3 つ目の職員数の減少ですが、市水道事業では近年 10 年間で職員数を 35% 削減させております。水道事業には事務系・技術系ともに専門的な知識が必要ですが、今後は豊富な経験やノウハウを有する職員の引退による人材不足のため、複数の業務

を兼務する職員が増加していくものと思われます。このことによって長期的計画や財政的検討業務などの遂行に支障が生じる可能性もあります。

以上でご説明は、終了いたしました。

小笠原会長

どうもありがとうございます。

大変ボリュームのある内容ですが、次回に示されます後編の方でこの課題に対し、中身が明らかになってくるのでしょうか。どういう政策を講ずるかという。

清野課長

はい。今回のビジョンの前編で課題がこのように明らかになりましたので、後編においては課題に対してこの 10 年間でどのような政策を講じていくべきか、こういった目標を市の中で検討いたしまして、この委員会でもた今一度ご議論いただこうと思っております。

小笠原会長

わかりました。

今、評価と課題についてご説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

山田副会長

現状の把握という意味での質問ですが、最後の内的環境の変化のことで職員の減少についてのご説明の中で、この 10 年間で大幅に職員数を減らされたことを書かれていて、その次に事務系・技術系ともに専門的な知識が必要と書かれています。

これは本当に同感でよく言われていることですが、果たして、そのような状況にも関わらず、そのような状況下において、事務系の職員の方、技術系の職員の方は、だいたいどれくらい継続して異動されずに勤務されているのでしょうか。

国ですと、2、3年と非常に短かったりしますが、石狩市の現状としては、だいたいどれくらいでしょうか。

宮野課長

事務職員につきましては、基本的には約 3～4 年程度で基本的には異動になります。

ただ技術系の職員になりますと、なかなか短期間でのサイクルでの異動ということは難しい面がありますので、それよりも長いスパンで異動している経緯はございます。

それぞれの人員配置の年度によって異動する長さというのは、それぞれまちまちです。一概には何年間で異動しているという的確なお答えはできないのですが、技術系の職員についてはある程度長いスパンで異動というふうに捉えております。

山田副会長

特に技術系の職員の方々と、今後 10 年間、定年でご退職をすることが想定されている方は半分くらいの方なのですか。

どうしてこういう質問をしたか言いますと、アメリカの土木学会が出している、人材の多様性に関するガイドラインがあつて、その問題意識でもベビーブーマー時代の方々が一気に退職するという、技術者も同様に新しい方の採用が進んでいないので技術職の継承というのが大きな問題で、7～8 年前から警告されております。

恐らく石狩市の場合でも、他の自治体でもそうだと思うのですが、厳しく人員削減を加えた上にその後一気に定年でお辞めになっていくという問題を恐らく、遍く、皆さん抱えてらっしゃるのではないかと思うのですが。

宮野課長

現在、25 年度末の時点では 50 歳代の技術系の職員はパーセンテージにしますと、40%程度おります。

さらに 40 代になりますと、同じ 40%程度ということで、かなり年齢的には高い職員が多くを占めているという形ではありますが、退職する年度というのは、それぞればらつきがございますので、その都度退職された人員を若い人員で補充していくとい

う形になります。高齢となった技術者が一気にいなくなるというような状況はないであらうと考えております。

山田副会長

ありがとうございます。

小笠原会長

今の話は日本全体で見ましても、水道に関する技術職員も事務職員も、技術吏員の方も含めて平均的に今後 10 年間で 40 パーセントの方が退職されます。

一方では新規の採用というのが進んでおりませんので、全国共通の話題です。

行政のスリム化ということが叫ばれて、人員削減が一般部局や色々な部局、水道部局問わず、人員が減らされてきておりまして、技術者が確保できないというのは、本当は自己矛盾を起こしてしまいます。

確保できなければ確保しておけばいいじゃないかというのが、当たり前の話なのですが、それが許されない、それではどうするのかというのが、日本全体の水道に悩みになっていると思います。

小笠原会長

ありがとうございました。他に何かご質問はありませんか。

藤懸委員

ビジョンの資料の 16 ページと 17 ページの部分なのですが、16 ページの水道サービスに関する情報の発信を新しい知見、情報の収集の中で家計簿だとか、出前講座とかという形で PR している。石狩の水道に関わるパンフレットはあるのですか。

清野課長

数年前まではパンフレットをご用意していたのですが、平成 25 年度からは水源が変わりましたので、それに即したかたちでパンフレットを、これから作成していかなければいけないと認識しております。

藤懸委員

やはり、パンフレットはかなり PR 効果があり、他の都市では読み物としてもおもしろいというようなパンフレットを作っておりまして、それを読むとほとんど水道の状況、市の全体の行政も含めて、わかるように作っております。是非あればいいと思います。

それから 17 ページに市民の問い合わせ件数が棒グラフになっております。

特に平成 22 年度、水質、水圧に関する問合せが突出していますが、これはどういう中身なのですか。何かあったのですか。

清野課長

水圧に関する問い合わせの部分についてですけれども、内容的には圧が弱いというような問い合わせが多くございます。

といいますのは、ちょうどこのあたり花川南地区は平成 8 年度から 24 年度にかけてまして老朽化による更新ということで、口径をサイズアップしてきたところです。それでもやはり、特に皆さんが一斉に水をお使いになられる朝と夕方の時間帯に水圧が下がってしまうというような問い合わせが主でございました。

22 年は特に多く見えますけれども、その以前も花川南地区を中心に多かったです。

先程も申し上げましたように老朽化の更新が終わって、さらに今回 25 年から水源が切り替わった後はこの問い合わせについても非常に少なくなっているという状況でございます。

藤懸委員

わかりました。ありがとうございます。

清野課長

補足説明ですが、藤懸委員の方から冒頭に PR についてのご意見がございましたけれども、我々がこれから考えていくということで、パンフレットも、勿論そうなのですが、今ちょうど PR するためのビデオといいますか、CD を作成している最中です。

そういったものを踏まえて広く色々な方々に石狩市の水道事業について広報していければと考えております。徐々に我々も進めてまいりたいと思います。

砂子委員
清野課長

水道祭りというのはありましたか。イベントや南の施設の見学など。

水道週間に、花川南の浄水場をご覧いただくということはございましたが、これからは、旧石狩市域は水源が変わって石狩湾新港の配水センターがございますので、そちらの方をご見学いただくということになっていくと思います。

砂子委員
清野課長
藤懸委員

広報に出ていましたね。

水道週間は広報に載せさせて頂いております。

2、3日前の大雨で浜益区や厚田区で何か水質や浄水場の施設に影響はあったのですか。

清野課長

はい。8月の4日の午後から5日にかけて非常に集中的な豪雨がございました。

今回は浜益地区が集中的に豪雨に見舞われました。浜益浄水場の水源は群別川ですが、こちらの濁度でも急上昇しております。

ただ浄水場については、濁度が急激に上がりますと、自動的にインターロック、所謂水源から原水を取りこまないようにするための壁が下りまして、浄水場には全く影響がなかったということでございます。

ただ今後、まだ川の水量が多いものですから、こういった状況になっているかわゆる被害を受けているかどうかも含めて川の水量が落ち着いてから今一度、現地に調査に入りたいと思っております。

藤懸委員

もう1点、今、話をした部分なのですが、ビジョンの19ページにあるのですけれども、原水に適した浄水処理のこの課題の中で、今、浜益、濃昼の緩速ろ過の問題、原水高濁度ということで処理が非常に難しいというのは当然なのでしょうが、次の文章が何か全体の文章を簡素化しすぎてしまっているのかどうかわかりませんが、

「さらに他の浄水場においても今後水質基準が強化された場合には、その基準を遵守できなくなる可能性があります。」とありますが、これはどういうことでの遵守できなくなるという課題の中でというか、含めてどういう事なのでしょう。

他の浄水場というのは厚田・実田の急速ろ過のことを言っているのですね。

清野課長

はい。急速ろ過のことを言っております。

緩速ろ過といいますのは、藤懸委員がおっしゃった通り、浜益浄水場と濃昼浄水場なのですが、急速ろ過で厚田浄水場と実田浄水場がございまして、こちらの方が今後国の水質基準51項目あるのですけれども、この水質基準がまた更にハードルが上がりますと、もしかすると水質基準を遵守できなくなる可能性が出てくるとその恐れについて記述をしております。

藤懸委員
清野課長

浄水処理場で難しくなるということですか。

例えば、塩素酸でありますとか、そういった基準が前回上げられておりますけれども、そういったような項目について注意を要するという事でございます。

小笠原会長

今の説明でいきますと、緩速ろ過の方は水質基準が厳しくなっても大丈夫だと、急速ろ過は危ないということを説明されているのですかね。違いますよね。

清野課長

違います。

小笠原会長 やはり、表現をちょっと工夫された方がいいかもしれません。

清野課長 わかりました。

藤懸委員 どうということでの基準が遵守できないのかということのをちょっと述べてはいかがでしょう。ここでかなり不安がでできますよね。

清野課長 そうですね。

藤懸委員 ちょっと前の文章どうなっていたか、かなり読みやすくするために簡素化した雰囲気
 気になれるものですから。

清野課長 今回は非常にできるだけ簡素にしてわかりやすくということを心がけたものです
 から、説明がちょっと不足している部分がございます。

 会長がおっしゃったように、表－８にある浄水場全てについて同じことが言えます
 ので、そういうようになるように表現を改めさせていただきたいと思います。

藤懸委員 はい。ありがとうございます。

小笠原会長 よろしいですか。

 藤懸委員から質問があったところです。最初に戻って恐縮なのですが、パワーポイ
 ントの 18 ページ、「市民からの問い合わせ」というところなのですが、これで評価の
 方では水圧低下に関する問い合わせは減少と、課題では宅内給水管の問い合わせの割
 合は高いと書いてあるのですが、割合は高くなるのでしょうか。実数というのはどう
 なるのですか。変わらないということですか。上は実数で書いて、課題の方は割合で
 書いてあり、その比較がちょっとわからないのですが。

清野課長 この宅内給水管の問い合わせの内容なのですけれども、主に前回地下水を使用して
 いたために、給水管の中のミネラル分が付着しているものがあり、それについての問
 い合わせが非常に多いということでございます。今、会長がおっしゃったように、割
 合と実数ベースについては、今一度調べさせていただきます。

小笠原会長 先程のビジョンの 17 ページのグラフとも関連してくると思うのですが、今すぐで
 はなくてもいいです。

 実数と割合で書いているので非常にわかりにくいということを申し上げます。

清野課長 わかりました。そこは改めさせてください。

小笠原会長 その他ご質問はございませんか。

山田副会長 今の問い合わせ件数なのですが、人口 6 万人の市域で、こんなに年間の問い合わせ
 件数が少ないことにびっくりしました。特に 17 ページの図-9 で見ますと、直近で 50
 件行かないくらいですよ。

 少ないというのと、それからもう一つは料金に対する問い合わせという分類が見当
 たらないうで気になります。

 料金が高すぎるとか、引っ越してきたばかりなのだけれども、前の月の料金は入っ
 ていないのですかとか、そういう問い合わせがありそうです。私も今までたくさん引
 っ越しをして来ましたので、一回ぐらい聞いたことあるかと思います。その辺りはど
 うでしょうか。

 1 つ目は件数、もう 1 つ目は料金についての問い合わせは漏れていませんか。この
 2 点です。

清野課長 今、山田副会長の方からご質問がありました、ビジョンの本編 17 ページに掲載し

ております図-9は主に水圧とか水質に対する問い合わせだけを集めております。しかも直接職員が出向いてお客様とその対応をさせていただいた件数です。

2つ目、料金等の問い合わせについてですが、これについての件数はこの中には含めておりません。

料金に関する問い合わせについての件数については、今は押さえていないのですが、ただ件数についてはかなりあります。特に25年には料金改定をしておりますので。

山田副会長

そうであれば、図に「お問い合わせ件数のうちの何々に関するもののみ」とか、「料金のものについては除く」とか、あるいは「職員が出向いたもの」とか、今ご説明になったことを注記されておかれてはどうでしょうか。

清野課長

わかりました。図-9の中に今申し上げましたようなことを加筆させていただきたいと思います。

山本委員

今の図9に関連で「その他」というのがありますがけれども、この「その他」はそうしますと、水質水圧に関するものだけでも、ここに上がってない「その他」ということですか。ちょっとよくわからないので内容について教えて頂ければ。

清野課長

今の山本委員からご質問がありました、図-9の「その他」でございませけれども、これは例えば住民の方が水道業者さんにある事をお願いして直してもらいたいものがある、例えばメーターですとか、そういったときに指定業者さんがどこにあるのでしょうかというような問い合わせ、メーターが壊れたのですけど、どうしたらいいのでしょうかとかですね、そういった類の質問になってございます。

小笠原会長

よろしいですか。他に質問はございませんか。

私の方からちょっと確認を含めて何点か。

まず、パワーポイントの7ページの石狩市水道事業の沿革なのですが、この1日最大給水量は、計画1日最大給水量のことですね。

それから、スライドの14ページ。これは本文の方に書いてあるのかもしれませんが、「3.1.1 広域化の検討」の課題で「より発展的な広域化に向けた検討」と書いてありますが、どういうイメージですか。

これまでは、企業団から水道用水供給により広域化を実現したと、しかしながら、課題としては「より効率化」をはかるため、更に進めなければいけないと書いてあるのですけれど、何を進めるのですか。

野宮主査

北海道の水道ビジョンの中で、道内の水道事業体の持続的な運営について、従来の事業統合に加えて経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といった新たな概念の広域化を中心とした多様な運営形態の導入を進めていく必要性が指摘されております。

市の方では具体的なイメージはないのですけれども、そういったことを、今後、近隣の事業体と意見交換をこれから行い、検討していきたいと考えております。

小笠原会長

是非進めてください。

それから、次の「3.1.2 の民間活力の導入」で業務を監督指導する技術力の低下があります。これは先程の職員を確保できないということに通じるのだらうと思うのですが、専門的な知識をもった職員を維持できないという意味でよろしいのですか。

清野課長

最初のご質問につきましては、そのことも含めて維持できない恐れがあると、そう

ならないために、オンザジョブトレーニングなどにより若い職員に技術力を継承していくということは必要だと認識しております。

小笠原会長 それからスライドの 15 ページ。

「3.1.5 コストの縮減」なのですが、この課題の中でコストを縮減にも限界がある、新たな視点で縮減策を検討するとして、コスト縮減の取り組みで 16 ページに小さい字で書いてあります。新たな視点というのはこの事とイコールなのですか。

清野課長 16 ページのスライドの方に掲載しておりますコスト縮減の取り組みは、今まで取り組んできた事について記述をしております。

その他に新たな視点をもって他に何か縮減策がないかどうか、そういった事を検討していきたいと思います。

小笠原会長 どんな視点ですか。これから検討するのですか。

野宮主査 今考えているのは、他の都市の事例調査や工事に携わる業者さんへのヒアリングなどを行い、実施しているものの他に何かないかという事の調査などをしていきたいと考えております。

小笠原会長 そうですか。わかりました。

それから 20 ページ 3.2.3 の 1 番下ですね。

「評価：水質検査計画と結果をホームページにより公表」、「課題：水質管理を行う人材が不足」とあります。

水質検査と水質管理とは別次元の話だと思うのですが、これを読む限りでは、一緒になって表現されているような感じがするのですが。水質検査とそれに基づいた水質管理をしますけど、それが、混乱しているような表現になっているように見受けられるのですが、私の取り違いでしょうか。

山田副会長 検査をする作業とそれを元を実施するマネジメントを混乱していませんか。言葉は似ていますが。

小笠原会長 そうです。評価の方では市民の皆様の結果を公表すると、それはやっていますと。それと課題は違いますよね。そこも繋がっていない感じがするのですが。

清野課長 この部分につきましては、水質検査そのものにつきましては、外部に委託をしております。課題に出ている水質管理を行う人材が不足するということについては、その専門的な視点をもって分析をされた結果をきちんと市側の職員が評価する人材がこれから少なくなっていく恐れがあるという趣旨のことを書いているのですが、只今の会長のご指摘を踏まえまして、わかりやすく加筆をさせていただきたいと思えます。

小笠原会長 お願いします。私の方からは以上ですが、皆さん他に何かございませんでしょうか。

田守委員 石狩市の近隣には先進の小樽市だとか札幌市だとかありますが、同じような水道事業全般についての悩みを持っているのだらうと思います。そういうところでの今までの付き合いというか、意見交換だとか、いろいろな技術のお互いに勉強会だとかそういうものをされているのですか。

それから今後もそういう近隣の都市とのつながりというか、付き合いは、そのあたりはどのように考えているのか教えて下さい。

清野課長 石狩市の場合は幸いにして石狩西部広域水道企業団に参画をしております。石狩

西部広域水道企業団は北海道と札幌市、小樽市と当別町と石狩市で構成されております。

企業団の中で定期的に集まる会合がございまして、他の都市の方々と十分意見交換をさせていただいておりますし、これからもそういった都市の方々と意見交換をしながらこれからの水道のあるべき姿について検討していきたいと考えております。

小笠原会長

他にございませんか。

山田副会長

厚生労働省の新水道ビジョンを見ると、料金体系についても踏み込んでおり、従来の形の従量制の料金体系をやめることも考えていいですよと書かれています。

それは何を意味しているかという、工業用水とかを自前の地下水で賄っているようなところの方々が、市の水道の利用をお願いすると、たくさん使えばどんどん高くなるので、やっぱり地下水自分で掘りますとおっしゃっていても、従量制でなくなれば、市の水道を使って下さるようなことになる。市の水道使用量も増えるので水道事業にも売り上げが増えるようになるだろうから、従量制、いわゆる使用量が増えれば単価が高くなる水道料金の考え方を变えることも、いずれは考えていいかもしれないと書かれています。

これは経営の観点からすると、これは非常に大きな変化になると思われます。

他にも、もちろん合併するとか、そういうのもセットなのですけども、その料金体系が変わり得るもの、すなわち、経営側の施策の選択肢のひとつであることを示唆しているのではないかと思います。この点については石狩市では、この10年で考えるべきこととして捉えていらっしゃるのでしょうか。今日の資料だとその点が読み取れなかったのですが。

宮野課長

石狩市は、25年の3月使用分から料金改定をさせていただいています。特に新港地域に関しては、改定前は通増料金制といって使えば使うほど料金の単価が高くなるというような料金体系でした。

25年の料金改定によって、その体系を見直しまして一定の単価という形で見直しをしておりますので、特に新港地域につきましては、これまでよりも、より使いやすい料金でお水を使っていただけるというような状況になっています。石狩においてはそのような見直し等を行っている状況はあります。

山田副会長

既に取り組み済みということでしょうか。

及川部長

補足しますが、実際25年の水量の結果がある程度まとまりました。生活用の部分については料金の改定の影響がどうか分かりませんが、若干落ち込んでいる中であって、今申し上げたその新港地域の通増料金制を廃止したところについては、経済的な部分も多々あるかもしれませんが、プラスになっているという状況があります。これからさらに分析はしなくてはいけないかなと思うのですが、そういう結果が出ているということを付け加えたいと思います。

小笠原会長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。なければ今日の審議はこれで終わりたいと思います。

それでは今日の議題として、「その他」ということで書かれておりますが、何か事務局の方でございますか。

竹瀬主査

本日の委員会の会議録署名委員は山本委員、石川委員にお願いしたいと考えており

ますので、よろしくお願いいたします。

6月24日に開催いたしました第1回の運営委員会の議事録は、現在作成中でありまして、作成が完了次第、委員のみなさまに郵送にてお送りして確認作業をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の運営委員会は9月～10月の間で、開催したいと考えております。

小笠原会長

今日用意した議題は以上ですが、最後に何か皆さんありませんでしょうか。

なければ今日の委員会を閉じて事務局にお返しいたします。

宮野課長

お忙しい中ありがとうございました。

【11:09 終了】

平成26年12月19日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

会長 小笠原 紘一

議事録署名委員

山本 裕子

議事録署名委員

石川 國弘